

# 行政書士業務委任契約書

委任者 (以下「甲」という) と受任者 行政書士フェイス総合法務事務所 (以下「乙」という) は以下の通り委任契約を締結する。乙は「民法」「行政書士法」、その他法令を遵守し、早期に甲のため最善の結果を獲得することを目指し、甲は、乙の業務遂行に協力する。

## (契約の成立)

第1条 甲は乙に対し、金融機関からの融資を受けることを目的として、融資申請に関する相談、事業計画書作成・支援、必要書類作成・支援、金融機関への提出書類の整備およびこれに付随する助言等の行政書士業務 (以下「本業務」という) を委託し、乙はこれを受託した。この契約は融資申請代理サポート業務の成功を保証するものではない。

## (期間)

第2条 本契約は、金融機関による融資承認または不承認の結果が確定した時点で終了するものとする。ただし本契約に基づき発生した報酬支払義務は本契約終了後も存続する。

## (報酬額)

### 第3条

1 甲は乙に対し、成功報酬金として、**融資承認額 (金融機関から融資承諾の通知) の税込み5%相当額**を支払うものとし、融資の承認がなされなかった場合には成功報酬金を請求しないものとする。

なお、融資承認とは、金融機関から甲に対し、書面、電子メール、又は口頭を含む方法により融資実行の意思が正式に通知された場合をいう。

乙は原則として着手金を受領しないが、業務の難易度が非常に高い場合、着手金を請求することがある。この着手金は融資の成功の有無にかかわらず返還しない。

融資の種類によっては乙への成功報酬金の他に、各金融機関に対して各種手数料、信用保証料 (事務手数料、信用保証料等という) の支払いが別途必要な場合がある。

甲は、本業務に関連して金融機関と直接連絡又は交渉を行う場合には、その内容を速やかに乙に報告するものとし、乙の業務遂行に支障を生じさせないよう協力するものとする。

2 前項に規定する他、融資申請代理業務以外の行政書士業務については別途、乙の報酬規定に基づく行政書士報酬を支払う。なお、**融資の可否、および可の場合はその金額の連絡が金融機関より甲にあった場合、甲は直ちにその内容を乙に連絡するものとする。**

3 委任者である甲 (依頼者) の都合により融資申込みを取り下げた場合、または金融機関から融資承認を得たにもかかわらず、委任者である甲が融資を辞退した場合には、成功報酬が発生するものとする。

4 甲の事情により融資申請手続が中断または終了した場合であっても、金融機関に申請がなされている場合には、当該申請に基づき金融機関から融資承認が示された時点で成功報酬が発生する。

5 甲は、本業務に関連して提出する資料および情報が真実かつ正確であることを保証するものとする。当該情報の不正確または虚偽により融資が実行されなかった場合であっても、乙は責任を負わない。

6 甲の都合によって委託業務の処理に着手した後に解除したことに起因して乙に損害が生じた場合、甲はその損害を賠償する。

7 甲は成功報酬金を、金融機関から融資承諾の通知があった日又は融資実行日のいずれか早い日から3営業日以内に、乙が指定する銀行口座に振り込みの方法によって支払うものとする。

8 本契約に基づく業務の結果、乙の関与により金融機関との融資申請が行われた場合、本契約終了後であっても当該申請に基づき融資承認がなされたときは、甲は乙に対し成功報酬を支払うものとする。

#### (資料の提供・秘密の保持)

##### 第4条

- 1 委託業務の処理に必要な書類、帳簿およびその他の資料は、甲の責任と負担において乙に提供するものとする。
- 2 これらの資料の不備・虚偽に起因する事務処理上の瑕疵については、乙はその責任を負わない。
- 3 乙は甲より資料の提供を受けた場合、善良なる管理者の注意をもってこれを保管する。本契約が終了した場合、乙の責任においてシュレッター等を使用のうえ破棄するものとする。
- 4 乙は業務上知り得た事項について、甲の秘密を守る義務を負う。(乙が行政書士でなくなった場合も同様)

#### (費用)

第5条 委託事務を処理するために必要な交通費・駐車料等については、甲の住所が遠方の場合など特段の事情がない限り乙の負担とする。

#### (解除)

第6条 甲または乙は、やむを得ない理由がある場合には、本契約を解除することができる。本契約に定められていない事項が発生した場合又は疑義等が生じた場合は、甲、乙は円満に協議し事件解決に努めるものとする。

以上の内容を甲・乙双方十分理解した証として本書2通を作成し、双方記名・捺印の上甲乙がそれぞれ各自その1通を保有する。

年 月 日

甲 住所

電話

氏名

印

乙 住所 神奈川県横浜市保土ヶ谷区常盤台86-1

電話 045-336-1500

氏名 行政書士フェイス総合法務事務所

担当行政書士

印